

第24期第10回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和3年4月5日(月曜日) 13:30～14:55

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第11番	高橋征三
第2番	岡田充	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	宇野賀津美	第18番	松木ワカ子
第10番	古川一豊	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第9番	田坂健次
第2番	安藤育雄	第10番	眞鍋哲哉
第3番	加藤宏司	第11番	竹林義孝
第4番	岩崎紀生	第12番	小泉禮造
第5番	小野義尚	第13番	高橋秀実
第6番	井下八郎	第14番	神野鉄治
第7番	高橋眞次		

(3) 欠席委員 2人

農業委員 第6番 寺尾俊行

推進委員 第8番 藤田隆

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局主幹	近藤明美
農地係長	松本聡	農政係長	谷口恭子
主事	井上貴清	会計年度任用職員	齊藤麻里

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 令和3年度新居浜市の農業予算について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。総会開会の前に会長の方から報告がございます。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

令和3年4月1日付けの人事異動によりまして、新たに農業委員会へ来られた職員の紹介をさせていただきます。新たに農地係長として松本 聡さんが、着任されました。新任の職員の方からあいさつをお願いしたいと思います。松本係長申し上げます。

松本農地係長

皆さん、こんにちは。この度の異動で1階の市民課からこちら農業委員会の方に異動になりました、松本 聡でございます。役所人生の中で農業部門は初めてでございます。分からないことが多々あり皆様にご迷惑をかけると思っております。早く仕事に慣れて皆さんのお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。これからもよろしくお願いいたします。以上で会長報告を終わります。今から総会を始めるのですが、その前にコロナの感染が拡大していると、新居浜地方は少なかったのですが、この最近何名かの方が出てきております。いろいろ感染経路とかよく言われるのですが、やはり飲食とか会合とか感染のリスクが高いと言われております。今まで我々もいろんなところでは会

に関する中で飲食を伴うことであるとか、そういったことについては自粛をして、今日まできているわけですけど、いずれにいたしましてもうつらない、うつさないということを皆さんで更に努力をしていただいで、早く終息に向かうように願っていきたいと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから第10回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

農政関係は「令和3年度新居浜市の農業予算について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において藤田 健太郎委員と宇野 賀津美委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

藤田会長

1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、私に関係しておりますので、退席いたします。その間、議長を曾我部会長代理に交代いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(会長の退席、議長の交代)

曾我部会長代理

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明をお願いします。

近藤主幹

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。

す。内容といたしましては、田28筆、畑18筆、合計面積33,595平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

37番の(1-1)さんから6ページ55番(1-19)さんの19件でございます。

内訳といたしましては、期間、1年間で2件、2年間で1件、3年間で7件、5年間で9件。利用権の種類は、使用貸借14件、賃貸借5件。再設定17件、新規設定2件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

曾我部会長代理

ありがとうございました。

以上、37番から55番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、渡邊委員。

渡邊委員

5ページの52番なのですが、親子の間でこういう形で貸し借りするのですか。会社になっているからそういう形にしているということですか。

近藤主幹

(1-16)法人が借りているということでしております。

曾我部会長代理

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

曾我部会長代理

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

曾我部会長代理

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

曾我部会長代理

それでは、第1号議案の審議が終了しましたので、会長の入席を求めます。ここで暫時休憩し議長を交代いたします。

(休憩、会長の入席、議長の交代)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

7ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供しますが、伊藤 慎吾委員が関係しており、審議には参加できませんのでご退席を求めます。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、7番から10番の4件でございます。8ページをお開きください。

7番、北内町二丁目、田、1筆、面積723㎡、譲受人は市内在住の(2-1)さんです。

譲受人は現在、1町5反ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模の拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、農道が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われま。なお、許可後は季節野菜の栽培を予定しております。

8番、岸の上町一丁目、田、1筆、面積456㎡、譲受人は市内在住の(2-2)さんです。

譲受人は現在9反6畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模の拡大を図るため、自宅の対面地にある申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への

影響についてはないものと思われます。なお、許可後は水稻の栽培を予定しております。9ページをご覧ください。

9番、大生院字正木、畑、5筆、面積3,035㎡、譲受人は市内在住の(2-3)さんです。

譲受人は現在9畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模の拡大を図るため、譲受人所有の山林に隣接した当該申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地の周囲は山林化しており、果樹の栽培による周辺農地への影響については特段ないものと思われます。なお、許可後は果樹(栗、柿等)の栽培を予定しております。

10番、大生院字喜来西ノ原、田、2筆、面積2,071㎡、譲受人は市内在住の(2-4)さんです。

譲受人は現在、申請地を含めた1町2反ほどの農地を家族で耕作しており、これまで譲渡人から借り受けていた耕作地の所有権を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、これまでも譲受人が耕作しており、農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺農地への影響についてはないものと思われます。なお、許可後は引き続き水稻の栽培を予定しております。

以上、7番から10番いずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、7番については 曾我部 英敏委員から、8番については 高橋 征三委員から、9番については 渡邊 勝俊委員から、10番については 神野 鉄治委員から、それぞれ報告をいただきます。まず曾我部委員お願いします。

曾我部委員

7番(2-1)さんでございます。この方は実家は角野新田で実家が農業をしております。あと、兄が実家を継いでいるのですが、本人は水産業の仲卸をしながら6年くらい前から就農をしております。現在も里芋であるとか、白ねぎであるとか非常に熱心しております。その農地も十分に綺麗にやっているというところで現地は北内になるのですが約1キロあまり離れておりますが、現地も綺麗に整備されておりますし、本人は非常に農業に熱心であるのできっちりやってくれるというように思います。農機具等も所有しておりますし、問題はないかと思っております。以上です。

藤田会長

高橋(征)委員

ありがとうございました。次に高橋委員お願いします。
8番でございますが、この方につきましては渡人の甥にあたります。現在、1反6畝ほどの田んぼを親子で作っているわけなのですが、受人の家の直ぐ前の土地でございます。調査をした結果、別に問題ないと思っておりますのでご審議をお願いいたします。

藤田会長

渡邊委員

ありがとうございました。次に渡邊委員お願いします。
申請地は山林、山の中でございましてこの畑は雑木、雑草と綺麗に刈り掃われておりまして、いつでも耕作ができるような状況にあります。また、譲受人の旦那さんは周辺の山林についても大変詳しく所有者と境目なども詳しく、特に問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

藤田会長

神野委員

ありがとうございました。次に神野委員お願いします。
10番(2-4)さんなのですが、これは元々〇〇家が所有しているものなので名義を変えるだけということなんで、元々名義が変わった時点から(2-4)さんがずっと耕作しながら面倒を見てきたところなので別に問題はないと思っております。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。
以上、7番から10番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。はい、藤田（健）委員。

藤田（健）委員

8ページの7番の（2-1）さんの件なのですが内容は問題なくて、私自身が確認したいのですが、この3条の調査の対象者は土地を売った人、もしくは買った人、私は買った人だと思っているのですがどちらなのか。確認したいです。

井上主任

買った側の要件にはなりますので、調査は買った方に入る形になります。

藤田（健）委員

土地を買う側の人を調べるんですね。それでいきますと、この地元委員がおかしいのですよ、まず、買う人の（2-1）さんの住所が船木になっているんです。基本台帳の調査に今年も私が行きました。それにも関わらず、地元委員が曾我部 英敏さんと。曾我部さんは知っての通り角野地区なんです。船木地区には4名いるんです農業委員が。地元委員の選び方をまず教えてほしいです。何を基に選んでいるのですか。

井上主任

地元委員については申請地のところの地元委員さんをお願いしています。

藤田（健）委員

実は前の1件は2年前に船木地区の中だったので船木地区の農業委員のところへ行きまして、その方が私のところに私の方の担当の中だからと声をかけてくれて一緒に2人で調査しました。船木は大きいのでこれは問題なく何も言わなかったです。今回の場合は船木地区と、角野地区とももの凄く離れているではないですか。ましては、船木には4名いるんです。これ、何で角野地区の曾我部さんの方へ調査がいったのですか。

井上主任

申請地が北内なので、申請地の方の地元委員さんのところをお願いしています。

藤田（健）委員

私どもが知っている、買う人が基本台帳にあるところが地元だと思っているのですが。

井上主任

地元委員さんをお願いしている内容というのは周辺へ

の農地への影響というのを調査をかけてもらっている訳ですから、申請地の地元の委員さんになります。

藤田（健）委員

これ、非常に大きな問題でそういうような考え方だったら、新居浜的に2人から3人専門がいたらいいんです。この中で2人から3人。農業委員だったら誰でもいいということなんです。そう思いませんか。

井上主任

どうでもいいという訳ではなくて、申請地の周辺の農地への影響があるかどうかというところを見てもらう形になってますので。

藤田（健）委員

しかし（2-1）さん船木なんですよ。船木に4名いるんですよ。基本台帳も全部同じなんです。決める方もおかしと思うのだけど、おかしかったら受ける方も何かおかしいのではないですか。

井上主任

逆に北内の農地を買われるのに、船木の方が北内の周辺の農地への影響が分かるのですかという話になるんですよ。

藤田（健）委員

だから、基本的なことを聞いている訳ですよ。売った側の土地を調べるんですか。それとも、買う方の人のことを調べるんですか。

井上主任

地元委員さん調査をお願いしているのは、申請地の周辺への農地への影響があるかないかということなんです。

藤田（健）委員

だから、最初に聞いたようにその本質は土地の話調べているのですか。違うでしょ。

井上主任

地元委員さんをお願いしているのはその土地の話がメインです。

藤田（健）委員

土地の話調べるんですかと言いたいんです。違うでしょ。買う方の方が農業を続けて行くか行かないかを調べるんですよ。

井上主任

地元委員さんをお願いしているのは、7号の要件の地域との調和要件のところですよ。

藤田（健）委員

地元というのは、何を根拠に地元ですか。

- 井上主任** 申請地のところですよ。地域との調和要件のところになりますので。
- 藤田（健）委員** 申請地というのは農業委員は分かってないじゃないですか。農業委員はあくまでも、基本台帳で調べている範囲しか分からないんです。
- 曾我部委員** 分かってますよ、土地を調べにいきますよ。
- 藤田会長** 今、説明をしているようにこの調査は取得をする農地の地域にいる農業委員並びに推進委員さんがそれを調査するということです。今、藤田（健）委員さんが言われるように、基本台帳は住んでおられるその人の耕作ですから、まだ別の話です。
- 藤田（健）委員** そういう話でしたら船木の方が大生院の土地を買ったら大生院の方が調べるのですか。
- 藤田会長** その農地の調査はですね。
- 井上主任** 調査をやってもらっているのは7号要件の地域の調和要件、そこでこういった農業をやることによって周辺に影響がないのかどうかというところになりますので、申請地の方に調査をしてもらわないとむしろおかしな話になると思います。
- 藤田（健）委員** 矛盾していると思うのですが。土地の所有者がよそにいて、土地が全然違うところにある。
- 藤田会長** 今の調査は調査の中の第7号の地域との調和要件というところについてその周辺の、その農地の周辺のこと地域の調和ということ調べてもらおうと、調査してもらうのですから。
- 藤田（健）委員** 分かりました。私の勘違いかも知れませんが、地元と書いておりますから地元というのはあくまでもここに出されている譲受人の地元だと私は解釈しております。
- 藤田会長** 調査のこれは、土地のあるところの地元というところに地域の調和要件ということですから。
- 藤田（健）委員** 矛盾するんですけど、土地を買う人のところに農業委員がいるのに他のところから来て調べるといのはおか

しいのではないですか。

藤田会長

別に今まで、ずっとそういうような中で地域の調和要件の調査をしてきました。

藤田（健）委員

やっているようには思わないです。今までの農業委員さんというのは全部土地を買う人のところの担当の農業委員がしていたはずです。

藤田会長

その時に調査をされて、こういった会の中でいろいろ報告をされてそのことについて御意見、御質問はございませんかというようなことで審議を行ってきました。

藤田（健）委員

そしたら、地元の農業委員は何をするのですか。担当しているところの農業者が何を作るとか、どの土地を買ったとか分からないではないですか。

藤田会長

それは分かりませんよ。

藤田（健）委員

それでいいのですね。

藤田会長

それで、いいという訳ではないですけど、その人その人が全てどこの土地を買ったとかまではわかりませんので調査をしないと。

藤田（健）委員

1つには、地元委員と書かれているからカチンとくるわけですよ。地元委員とはやっぱり、農業のしている人の買う方とも思いますけどね。

藤田会長

全て今までは土地が所在する地区の委員さんが調査をおこなっていましたから。

藤田（健）委員

その土地の所在というのは売った土地ではなくて、買う人の所在でしょ。

藤田会長

買うその上がってきている土地の所在ですよ。買う人が住んでいるところではなくて、土地の調和要件のための調査ですから、住んでいるところのその人がどういうことをしているかというのはそれも含めて、申請の中で耕作をしているしていないは調査をして出来なければ資格がないというように言われますから。

藤田（健）委員

私の勘違いかもしれませんが、地元委員といたらやっぱり地元の人をいう。地元の農業者のことで他から調

査にくると、それが通っていると、通りますよね農業委員だから、ですから我々は宇高とか、垣生の方に行って仮に調査した場合にいいと思いますよ、新居浜市の農業委員だから。

藤田会長

いえいえ、農地の近くの方に調査をしてもらうというような仕組みですから。

藤田（健）委員

私が最初に聞いたように土地を売る人を調べるんですかと、買う人を調べるんですか。

藤田会長

所有者を調べるのではなくて、その土地についている調べるのですから。

井上主任

その土地について、買った人がどういう耕作をすることによって影響があるかどうかということ調べていただく形になりますので。

藤田（健）委員

向こうで調べるんでしたらなんで、所有者が何反以上持っているか調べるのですか。

井上主任

3反以上の要件とかいうのはまた、別の要件です。

藤田会長

今言われるこの人がいくら耕作しているとか、持っているとかいうことについてはそれは申請の時点で分かりますから、それで上がっている数字で事務局は判断するのですから。

藤田（健）委員

納得できないのですが。地元委員と表記される以上は地元の人間の立場になったらどうのように解釈したらいいんでしょうか。

井上主任

市外の方が買うパターンもありますので、地元というのが申請地の地元でないと7号要件も矛盾しますし、市外の方とかだったら問題も出てきます。

藤田（健）委員

分かりませんが。

藤田事務局長

3条調査は土地の利用状況です。年末に皆さんにお願いをしている農地台帳調査、これにつきましては住所で分かれているとこの委員さんをお願いしていると思うのです。（2-1）さんの場合だったら年末の台帳調査は船木の委員さんをお願いするようになるのですが、今

回については申請地が北内だったのでその北内の利用状況、周りに対する影響を見ていただくので3条調査については北内の委員さんをお願いしているということでご理解をしていただけたらと思うのですが。

藤田（健）委員

もう1つ伺ったら、その土地を買う場合に新居浜市は3反以上要りますと、だから3反以上あなたは土地を持っていますねと、そういうことを農業委員がその地区に居るにも関わらず、他所から来てそういうことを調べるというのは構わないでしょうけれどもどんなものでしょうかね。

藤田会長

それは、調べる調べないではなくて事務局の方で分かりますから。それと、3条とか利用権の設定をしなければ耕作するようになっていなければ要件を満たさない訳ですから、その時点で分かりますので、申請の時点でその地域に住んでいる人とか隣の人とかではなくてそういう仕組みで全部進んでいますので。

藤田（健）委員

はい、分かりました。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

藤田会長

それでは、議案第2号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩します。

（委員の入席）

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。
10ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。
事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第3号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

11ページをご覧ください。

3番、河内町、畑1筆、申請人は、(3-1)さん。内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

以上の事案につきましては、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。ご審議の程よろしくをお願いします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、3番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。12ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は15件です。

13ページをご覧ください。

44番、船木字国領、田1筆、譲受人は、(4-1)さん。

内容は、建売住宅(2戸)125.84平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

45番、外山町、田1筆、譲受人は、(4-2)さん。

内容は、自己住宅67.49平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

46番、外山町、田1筆、譲受人は、(4-3)さん。

内容は、自己住宅137.46平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

14ページをお開きください。

47番、外山町、田1筆、譲受人は、(4-4)さん。

内容は、自己住宅115.51平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

48番、中村二丁目、畑1筆、譲受人は、(4-5)さん。

内容は、貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地241.16平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

49番、船木字高祖、田1筆、譲受人は、(4-6)さん。

内容は、事務所及び倉庫(2棟)59.44平方メートル、農地区分は、申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

15ページをご覧ください。

50番、多喜浜三丁目、田1筆、譲受人は、(4-7)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

51番、中村四丁目、畑3筆、譲受人は、(4-8)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

52番、船木字高祖、田2筆、譲受人は、(4-9)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

16ページをお開きください。

53番、庄内町三丁目、田3筆、畑2筆、譲受人は、(4-10)さん。内容は、宅地分譲(7区画)、一体利用地として、宅地176.94平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

54番、庄内町一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-11)さん。内容は、宅地分譲(2区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

55番、大生院字本村、畑1筆、譲受人は、(4-12)さん外1名。内容は、自己住宅168.93平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

17ページをご覧ください。

56番、東田二丁目、田2筆、畑1筆、譲受人は、(4-13)さん。内容は、賃貸共同住宅(4棟)767.99平方メートル、一体利用地として、宅地562.30平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

57番、船木字上原、畑3筆、譲受人は、(4-14)さん。内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、宅地996.48平方メートルおよび山林1,010.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

58番、西泉町、畑1筆、譲受人は、(4-15)さん。内容は、道場(1棟)119.24平方メートル、農地区分は、

用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

以上、44番から58番の事案につきましては、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。ご審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、44番から58番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。18ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時20分から総会を再開いたします。

(休憩)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「令和3年度新居浜市の農業予算について」を議題といたします。

なお、本日は、経済部農林水産課及び農地整備課から

担当職員をお招きしておりますので、ご紹介させていただきます。

まず、農林水産課から山本課長です。

農林水産課

山本課長

皆様お世話になっております。新居浜市経済部農林水産課課長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

藤田会長

石川副課長です。

農林水産課

石川副課長

農林水産課6年目になります石川 貴弘です。よろしくお願いいたします。

藤田会長

次に、農地整備課から鳥嶋技幹です。

農地整備課

鳥嶋技幹

皆さんこんにちは。農地整備課技幹の鳥嶋でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

藤田会長

質問等につきましては、最後に一括してお受けしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、最初に農業委員会関係の予算について、事務局に説明いたさせます。

谷口農政係長

令和3年度新居浜市の農業予算についてのうち、農業委員会関係予算について資料に沿って説明いたします。

「令和3年度農業委員会に関する予算」をご覧ください。

それでは、説明いたします。表の上から2行目、節の行をご覧ください。まず、委員報酬の984万9千円は、農業委員の報酬でございます。財源内訳は、一般財源が984万9千円でございます。

次に、人件費4,921万1千円は、事務局職員の給料、職員手当等、及び共済費でございます。財源内訳は、県補助金が167万9千円、一般財源が4,753万2千円でございます。

次に、農業委員会管理運営費ですが、これは農業委員会等に関する法律に基づく所掌事務を遂行するための事

務局経費でございます。

まず、報酬700万6千円は、農地利用最適化推進委員の報酬でございます。

次に、旅費70万1千円、交際費3万4千円、需用費58万円、役務費26万3千円、委託料144万9千円で、それぞれ詳細は、備考欄のとおりでございます。

次に、使用料及び賃借料30万5千円は、先進地視察研修のバス借上料でございます。例年、4月頃に実施しております。昨年度は、新型コロナ感染防止のため実施を見送りましたが、今年度においても状況を見ながら実施については検討をしたいと思います。

次に、負担金補助及び交付金56万円は、県農業会議への賛助拠出金や各種会合への出席者負担金等でございます。

以上、農業委員会管理運営費につきましては、合計1千89万8千円の予算で、財源内訳は、国有農地使用料徴収に関する自作農財産事務取扱交付金17万円、耕作証明等の証明手数料1万9千円、農業者年金業務委託手数料19万4千円、一般財源が1千51万5千円でございます。

次に、農業経営体活性化推進費でございますが、これは、景観形成作物取り組み事業費でございます。

需用費24万7千円は、種子、肥料代金等、消耗品費でございます。

次に、役務費13万5千円は、トラクターによる耕起手数料でございます。

以上、農業経営体活性化推進費につきましては、合計38万2千円の予算で、財源内訳は一般財源38万2千円になります。

以上、令和3年度農業委員会当初予算総額は、7千34万円となっております。以上で説明を終わります。

藤田会長

次に、新居浜市の農業予算について、農林水産課から

農林水産課

説明をお願いいたします。

新居浜市経済部農林水産課長の山本でございます。
農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様方にはいつも大変お世話になっております。

本日は農林水産課所管の農業予算及び事業の概要についてご説明させていただきます。
お手元の資料をご覧ください。

まず、農業委員会からの意見書との関連が1、担い手の確保と育成の部分についてでございます。

1、農林漁業資金利子補給事業補助金については、担い手の確保・育成を図るために、農業者等に対して、金融面から支援し、負担を軽減させ、農業経営の改善を図るために、農業近代化資金等の貸付金について、県及び市が利子補給を行っている事業でございます。
令和3年度の予算額は61万7千円となります。

次に2、青年就農者育成支援事業については、担い手の確保・育成により農業への定着を図るため、年間最大150万円の資金を最長5年間交付する事業です。この事業は平成29年に青年就農給付金事業から農業次世代人材投資事業として名称変更されたもので、令和元年度より対象者の年齢制限が45歳未満から50歳未満に引き上げられました。国の補助事業になります。令和3年度の予算額は600万円となります。

次に3、農業経営体活性化事業ですが、JA青農クラブが主催する先進地視察研修に対する支援を行うものです。令和2年度はコロナ禍のため実施いたしませんでしたが、令和3年度は実施予定で、予算額は11万2千円となります。

次に4、大島七福芋作付け拡大事業です。本事業は大島の七福芋（白いも）の栽培復元可能地1.4ヘクタールの作付け拡大にあたり、耕作放棄地の解消や鳥獣対策等を行う必要があり、地域おこし協力隊の導入を図ること

により、担い手不足の解消や圃場の整備、作付けを順次行い、作業効率及び生産性の向上を図ることを目指しております。また、大島地区の地域活性化にも寄与することができると考えております。令和2年11月1日から地域おこし協力隊員1名が着任しており、令和3年度については、さらに1名加えて2名に増員する計画で、予算額は2名の報償費や導入に係る経費982万5千円となります。

次に5、農業振興費です。これは、農業振興等を事業目的とする各農業関係団体（西条地区農業改良普及事業推進協議会、新居広域営農団地推進協議会、愛媛県畜産協会、えひめ愛フード推進機構、東部家畜衛生推進協議会及び青年農業者協議会）等への負担金や農業推進に係る事務費として、地産地消協力店認定に係る事務経費等を支出するものです。令和3年度の予算額は70万4千円となります。

次に6、経営所得安定対策直接支払推進事業費になります。これは、経営所得安定対策を円滑にするため、必要な制度の周知、各申請業務の支援等に要する経費を支出する事業です。従前は生産調整推進対策費という名前の事業で新居浜市農業再生協議会への全額県費補助金となります。令和3年度の予算額は164万7千円となります。

次に7、農業共済組合育成費です。農業災害補償法に基づき、農業者が不慮の事故によって受ける損失の補填を行う農業共済組合に対し運営の一部補助を行う事業です。令和3年度の予算額は32万9千円となります。

次に8、畜産基盤施設再生支援事業です。新居浜市畜産クラスター協議会（畜産農家、JA、飼料会社、市、県）を構成する中心経営体が畜産関連付帯設備は、生産システムの効率化を目指すために行う事業で、令和3年度は(有)みふね畜産食品が実施するもので、老朽化によ

り破損している育成豚舎改修工事への補助金です。予算額は203万4千円でございます。続いて、意見書との関連が2、地産地消の推進と食育の充実について関連になっているところでございます。

9、にはま農業まつり事業費です。各種催し物を通じて、生産者と消費者のネットワークづくりを図るとともに地域社会の活性化を図り、農家の生産意欲の向上と活力ある新居浜市農業の発展に尽くす、昨年度11月に合併したJAえひめ未来が主催で実施する「にはま農業まつり」に対し助成する事業でございます。

令和元年度実績としては令和元年12月8日（日）イオンモール新居浜にて入場者約3万6千人を集めて実施しましたが、令和2年度はコロナ禍によりやむを得ず中止、令和3年度は感染対策を取りながら実施予定で予算額は補助金額76万円となっております。

次に10、自然農園推進費です。市内35カ所にある自然農園の土地所有者との連絡調整、各種行事の支援、新規開設や廃止する自然農園に必要な草刈り等に要する経費を支出いたします。令和3年度の予算額は33万8千円となります。次のページをお開きください。

次に11、食生活改善・食育推進による新居浜産農作物の消費拡大事業です。

市内各公民館や保健センター等で食育推進、健康づくりの料理を作る際に、あかがね市等で新居浜市農産物を積極的に購入し使用することで、地産地消を推進し、また、新居浜産農産物等を使用するレシピを配布することなどにより食農教育を行うものです。令和2年度はコロナ禍により残念ながら実施いたしませんでしたが、令和3年度は実施予定で予算額は15万円となります。

最後に意見書との関連が3、有害鳥獣対策支援策の強化についてでございます。

12、有害鳥獣駆除費でございます。これは一部県補

助金が入っている事業でございまして、有害鳥獣を駆除した市内3猟友会等に対して捕獲活動経費の助成として、1頭あたり1万円の報償費等を支出するものでございます。令和3年度予算額は672万6千円でございます。

次に13、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費補助金です。これは国の補助事業でございまして、有害鳥獣を駆除した市内3猟友会等に対して捕獲活動経費の助成として、成獣1頭当たり7000円、焼却施設で処分した場合の成獣は1頭8000円、幼獣1000円の報償費等を支出するものでございます。令和3年度予算額は406万円でございます。

次に14、捕獲隊支援事業補助金です。これは県補助事業になります。市内3猟友会等に所属する駆除隊員の狩猟免許更新申請手数料、猟友会会費等の一部を助成することにより、新居浜市における捕獲体制の充実を図ろうとするものです。令和3年度の予算額は27万9千円です。

次に15、有害鳥獣農作物被害対策費です。これは平成30年度から新規に実施している市単独事業です。電気柵やワイヤーメッシュ柵等の資材購入費の1/2の補助を行っております。補助金の限度額は5万円ですが、認定農業者の方については10万円となります。また、ニホンザルの追い払いに有用な動物駆逐用煙火等を購入し、自治会等に無償で配布し、地域住民の皆様と連携して、地域ぐるみで追い払いの推進も積極的に進めております。令和3年度の予算額は245万9千円となっております。以上で新居浜市の農業予算及び事業の概要についての説明を終わります。ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。次に農地整備課から説明をお願いいたします。

農地整備課

鳥嶋技幹

改めまして農地整備課の鳥嶋でございます。ご出席の皆様方には、土地改良区事業の推進に格別のご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。今年度の農業関係予算と、前年度に実施した事業の取り組みについて説明させていただきます。お手元にお配りしております資料のうち1ページ目に「令和3年度新居浜市の農業予算」を、2ページから10ページに「事業実施状況の写真」と掲載しておりますので、ご確認をお願いします。それでは説明を始めさせていただきます。

まず、資料1ページをお開きください。

農地整備課の所管事業別の予算でございます。

上から順に1番ですが、土地改良施設耐震対策事業でございます。

今年度の予算額は920万円で、全体事業費としましては備考欄のとおり7,300万円、主な内容としましては池田池、宮ノ谷大池、青木下池の耐震対策工事でございます。

池田池は平成30年度から工事に着手しておりまして、宮ノ谷大池と青木下池は昨年度に工事発注を行い、現在は、本格的な工事に向けて仮設道路等の準備を進めているところでございます。

本事業は、愛媛県が事業主体となり実施するもので、新居浜市は事業負担金を支出するものです。なお、事業費7,300万円と市予算額920万円との差額は、国費及び県費でございます。

次に2番、農業用河川工作物改修事業でございます。本事業は、県管理河川に設置された頭首工などの農業用河川工作物の改修を行うものでございます。

今年度の予算額は40万円、全体事業費としましては備考欄のとおり500万円、内容としましては国領川に

ございます高柳堰下流の河床洗掘対策として護床工の整備を行うもので、昨年度までに護床ブロックの製作と据付を推進し、今年度は最終年度で完成の予定でございます。先ほどの耐震対策事業と同様に、本事業は愛媛県が事業主体で実施しておりまして、新居浜市は事業負担金を支出するものでございます。

次に3番、県単独土地改良事業でございます。

今年度の予算額は600万円で、全体事業費としましては1,000万円、内容といたしまして、昨年度からの継続事業として、吉岡泉土地改良区が管理する「宇高中幹線水路」の一箇所、延長126mを予定しております。本事業の採択要件といたしまして、土地改良区が管理している農道・水路等のうち、受益面積が5ha以上を対象として整備を進めるものでございますが、実施に際しまして、一部の施設を除き、農振農用地以外での事業採択は非常に難しい状況となっております。

次に4番、土地改良施設維持管理適正化事業でございます。今年度の予算額は320万円、全体事業費としましては800万円、水路の補修3箇所を予定しております。本事業は、土地改良区が管理し、老朽化により維持管理に支障をきたしている施設で、過去に国の補助金を受けている施設が対象でございます。

次に5番、市単独土地改良事業でございます。この事業は、これまでご説明いたしました各種事業の適用外で、市内22の土地改良区が管理する農業用施設の改修に要する事業費を補助するものでございます。

今年度予算としましては、総補助金額4,000万円、そのうち、原材料費の支給を130万円としております。

前年度は、決算額として、総補助金額6,912万2千円、そのうち、原材料費として118万円を支給しております。

本事業につきましては、予算の範囲内で、各土地改良

区が優先順位を決定したものに對し補助するもので、計画的な執行に努めているところでございますが、今年度につきましては、コロナ禍の影響もあり、非常に厳しい予算査定となりました。

このことから土地改良区との連携を図り、必要な工事を適切に進めながら、不足分については補正予算の確保に努めてまいります。

次に6番と7番ですが、国庫補助災害復旧事業及び市単独災害復旧事業でございます。

この事業は、台風等の災害により、被災した施設、農地を復旧するものでございます。国庫補助災害復旧事業につきましては、事業費が40万円以上の箇所、市単独災害復旧事業につきましては、それ未満の箇所が対象となります。

今年度の国庫補助災害復旧事業費としましては、前年度に災害が発生しなかったことから、繰越額もなく未計上としたものです。また、前年度の決算もありません。

次に、今年度の市単独災害復旧事業費といたしまして、1,000万円を計上しております。また、国庫補助と同様に前年度の決算はございません。今年度も昨年度と同様に災害のない平和な1年になることを願うばかりでございます。

続いて、各事業の実施状況について説明いたします。
資料2ページをお目通しください。

これは、県営事業として実施しております池田池の土地改良施設耐震対策事業の実施状況でございます。
前年度は堤体法面の改良工事を進めました。

資料3ページをお開きください。

こちら県営事業でございますが、高柳堰の農業用河川工作物改修事業の実施状況でございます。

前年度は高柳堰の下流側に護床ブロックの据付工事を進めました。

次に、資料4ページから5ページは県単独土地改良事業です。

先ず、4ページは、吉岡泉土地改良区が管理する宇高中幹線水路の改修工事でございます。

請負工事費は360万円で施工延長は46.1mでございます。次に、5ページをお開きください。

ため池豪雨災害緊急対策事業による、柳谷下池及び中池の堤体補修工事でございます。

請負工事費は260万円で、斜樋周り堤体補修工が2箇所でございます。

次に、資料6ページをお目通しください。土地改良施設維持管理適正化事業です。庄内土地改良区が管理する上音松井手の改修工事でございます。

請負工事費は500万円、施工延長は156.6mです。

次に、資料7ページから9ページは市単独土地改良事業です。先ず7ページは、大生院土地改良区が管理する「戸屋の鼻桜川添農道」の改修工事でございます。

次に、8ページをお開きください。

吉岡泉土地改良区が管理する「兵衛門水路」の改修工事でございます。次に、9ページをお開きください。大生院土地改良区が管理する「岸影揚水機」の改修工事でございます。

最後になりますが、資料10ページをお開きください。農道維持管理事業です。下泉土地改良区が管理する「板橋農道」の舗装工事でございます。

以上、簡単ではございますが、農地整備課の説明を終わります。

藤田会長

ありがとうございました。以上、事務局、農林水産課、農地整備課から令和3年度新居浜市の農業予算について説明していただきましたが、何かご質問等はございませんか。はい、片上委員さん。

片上委員

最後の農業予算の関係で5番の土地改良区の関係なの

ですが、前年に比べて3,000万円も減っている。コロナだけの関係で減るとは考えられないのですが。

農地整備課

鳥嶋技幹

これにつきましては毎年、改良区から多数のご要望をいただきまして優先的に整備を進めておるところでございますけど、当然4,000万では全く足りないということは私ども認識しております。今後は必要な所を優先的に進めながら、あと、市内部でも財政部とも努力しながら補正予算確保に努めて参りまして、できるだけ要望の積み残しのないように私どもも頑張りたいと考えております。また、よろしく願いいたします。

藤田会長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

今、片上委員さんから農地整備課の土地改良費が例年より約4割少ないのではないかということで、毎年いろんな予算の中で他の農林水産課であったり、農業委員会事務局であったりだいたい例年とあまり変わらないというか、その時その時の事業費も多少含めて付くのですが、特に農地整備課の方での市の単独土地改良区が他にも農道整備費もそうなのですが、特にその辺が厳しくなっておるとというのが、担当課の方から説明でありました。それ以外についてはだいたい例年ぐらいの事業予算となっております。我々いろいろ地域でいろんな活動をする中で、こういったところについてももっともっと予算の枠がほしいねと、取り組みをしてほしいねということがありましたら、こういった中でいろいろ意見を出していただいて農業委員会として担当課にも要望して参りたいと思っております。この4月から始まった予算でございますので、これからいろいろ農業委員会で活動する中でお気付きな点がございましたら、定例会の中、それぞれの事務局の方へ声をかけていただければありがたいと思います。

本日は、お忙しい中、農林水産課、農地整備課の職員の方々には新居浜市農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第10回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

会 長 代 理

委 員

委 員